

麦角菌核混入穀類等隔離保管計画書

年 月 日

植物防疫所 ( 支 所 ) 植物防疫官 殿  
出張所

輸入者又は管理者

年 月 日 港入港 丸 号 で輸入した 産 トンを下

記計画によって、隔離保管したいので承認願います。

なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に承認を得ます。

記

- 1 当該穀類等の現在地及び保管状況
- 2 隔離保管を行う施設までの輸送方法及び輸送期間(陸送、はしけどり)  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 隔離保管計画  
隔離保管施設(倉庫名、倉庫番号、所在地)、保管数量、保管責任者等別紙のとおり
- 4 隔離保管期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 輸送及び隔離保管に際して留意すべき事項
  - (1) 倉入れ及び倉出しその他運搬の際は、麦角又は菌核が分散しないように作業を行い、荷役に使用した用具及び荷役場所を清掃すること。また、荷こぼれは拾取し、その後当該穀類等と同様に取り扱うこと。
  - (2) 当該隔離保管倉庫には、当該穀類等の輸送の用に供した本船の名称及びその入港月日並びに当該穀類等の保管数量を表示するとともに、他の汚染されていない貨物から隔離して保管すること。
  - (3) 植物防疫官の承認がない限り倉出ししないこと。
  - (4) 災害その他の事故があったときは、遅滞なくその旨を植物防疫官に報告すること。
  - (5) 前各号の事項を倉庫の責任者に確実に伝え、これを遵守させること。
- 6 譲渡に際してとるべき措置  
第三者に譲渡しようとするときは、遅滞なくその旨を植物防疫官に報告するとともに、下記事項を当該者に確実に伝え、これを実施させること。
  - (1) 当該者がさらに第三者に譲渡しようとするときは、当該者又は輸送者があらかじめ輸送計画書を3部植物防疫官に提出すること。
  - (2) 当該者が隔離保管しようとするときは、隔離保管計画書を植物防疫官に提出すること。
  - (3) 当該者が加工消毒をしようとするときは、加工消毒計画書を植物防疫官に提出すること。

---

上記計画により隔離保管されたい。

年 月 日

植物防疫官 氏 名

隔離保管命令第 号

